

令和6年第3回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和6年9月19日
 招集場所 度会町議会議場
 開議 令和6年9月19日（午前9時00分）
 出席議員 1番 山北 佳宏 2番 大西 徹 3番 大野 原徳
 4番 中西 久博 6番 貞森 義和 7番 若宮 淳也
 8番 登 喜三雄 9番 西井 仁司 10番 濱岡 裕之
 11番 中森 慰
 欠席議員 5番 長谷川多一

地方自治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	建設水道課長兼 環境水道担当課長	迫本 晃
副 町 長	西岡 一義	建設担当課長	阪口 昇吾
参 事 兼 総 務 課 長	中井 宏明	産業振興課長	西村 夏之
参 事 兼 みらい安心課長	山下 喜市	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	長谷川陽子
税務住民課長	森井 裕	代表監査委員	山下 幸生
保健子ども課長	作野 和幸	教育委員会教育長	中村 武弘
長寿福祉課長	西田 健	教育委員会事務局長	中井 均

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	岡谷 吉浩	書 記	西村 美紀
書 記	宇田 真希	書 記	宮崎 卓也

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 各常任委員会委員長 審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第54号～議案第70号）
- 日程第4 採決（議案第54号～議案第70号、請願第1号～請願第4号）
- 追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第4号～発議第7号）
- 追加日程第2 提出理由の説明（発議第4号～発議第7号）
- 追加日程第3 質疑（発議第4号～発議第7号）
- 追加日程第4 討論（発議第4号～発議第7号）
- 追加日程第5 採決（発議第4号～発議第7号）

追加日程第6 追加提出議案の上程（議案第72号）

追加日程第7 提案理由の説明（議案第72号）

追加日程第8 採決（議案第72号）

日程第5 閉会中の継続審査の申出について

上程議案

議案第54号 令和6年度 度会町一般会計補正予算（第2号）

議案第55号 令和6年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第56号 令和6年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第57号 令和5年度 度会町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 令和5年度 度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第59号 令和5年度 度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号 令和5年度 度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 令和5年度 度会町水道事業会計決算の認定について

議案第62号 度会町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 度会町税条例の一部を改正する条例について

議案第64号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第65号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第66号 度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第67号 度会町水道法施行条例の一部を改正する条例について

議案第68号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

議案第69号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第70号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第71号 工事請負契約の締結について

議案第72号 教育長の任命につき同意を求めることについて

報告第4号 令和5年度度会町健全化判断比率及び資金不足比率について

請願第1号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求め

る請願書

請願第2号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

請願第3号 防災対策の充実を求める請願書

請願第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

発議第5号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について

発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

◎開会の宣告

(9時00分)

○議長(若宮 淳也) ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和6年第3回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

なお、本日、5番 長谷川多一議員が欠席いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより、一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

それでは、10番 濱岡裕之議員。

《10番 濱岡 裕之 議員》

○10番(濱岡 裕之) 皆さん、おはようございます。

10番議員の濱岡でございます。若宮議長より、質問の許可をいただきましたので、中村町長に対しまして、三つの質問をさせていただきたいと思っております。

まず、一つ目の質問でございますが、獣害対策についてということで伺いたいと思います。

町内では、水田の圃場につきましては、数年来、防護柵設置も進みまして、鹿やイノシシに対してはかなりの効果が上がっておりますが、特に、近年でございますが、野生の猿の被害が町内各地において増加しているように感じております。

そこで、質問の①といたしまして、町内における猿の被害を町としてどのように捉えているのか、現状をお尋ねします。

また、通告書の次のページに写真の資料として添付させてもらっておりますが、これは、今年の7月の19日、19時の写真でございます。9頭から10頭ぐらいが、これ写真に写っておりますが、ざっと数えて50頭ぐらいの群れが、まだ十分に実っていない稲穂を食べていたというところでございます。

それで、②として、町内に生息している野生猿の推測される数量はどれほどと思われるのか。これは、野生のものでありますし、住民票があるわけではないので、なかなか難しいかなとは思いますが、大体どれぐらいの数が町内に生息しているか、どう捉えているのかを、またお聞きしたいと思えます。

③番目として、町として、今後の野生猿の具体的な対策の有無についてあるのか、ないのかをお尋ねいたします。

猿の捕獲数としては、鹿やイノシシに比べれば、非常に少ないものだと思っておりますが、以前、度会町でもサルどこネットとか、モンキードッグですね、これ町内にたしか2頭を導入したというような記憶がございますが、追い払い等には行われたようでございますが、やはり追い払いだけでは十分な、決定的な対策にはならないのではないかと思います。絶対的な個体数を減らすことが最重要であるのではと考えます。

県内でも紀州地域の御浜町におきましては、御浜町の特産品でもありますミカン栽培において長年猿被害に悩まされておりましたが、捕獲おりの導入により、被害が極めて少なくなったとお聞きしました。過去の捕獲数もちよっとお聞きしておりますので、簡単に御報告します。令和3年231頭、令和4年161頭、令和5年119頭、この3年間で511頭の猿を捕獲したと聞いてます。令和6年におきましては、まだ半ばでございますので、どれだけの捕獲数があったというのはお聞きはしてはおりませんが、これほどの多くの猿、野生猿を捕獲したことで被害が随分軽減されたと聞いております。

④としまして、野生猿は20頭から大体100頭ぐらいまでの群れをつくって生活をし、食べ物を求め、行動範囲は1から30平方キロメートルほどと言われております。町内だけで完結する問題ではございません。町内だけにとどまらず、近隣市町との対策も連携も必要になってくると思えますが、近隣市町との連携を図る考えの有無についても合わせてお聞きをいたしたいと思えます。中村町長、答弁をよろしくお願いたします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、皆さん、おはようございます。

獣害対策について、濱岡議員の質問にお答えをいたします。

町内における猿の農作物等の被害につきましては、町民から寄せられる目撃情報や被害に関する相談も急増しており、営農意欲の減退、離農や耕作放棄による農地の荒廃につながり、農業に、また地域に深刻な影響を与える極めて重要な課題と認識をしております。

本町といたしましても、積極的に、さらなる対策を進めていく必要があると考えております。

まずは、個体数を減らすこと、そのように思っております。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。

○議長（若宮 淳也） はい、西村産業振興課長。

○産業振興課長（西村 夏之） それでは、町長に代わりまして、担当課から町内における猿被害の状況と対策について御説明いたします。

獣害対策推進委員の調査を基に、猿による農作物の被害額の状況から申し上げますと、令和3年度は45万9,000円、令和4年度は46万2,000円、令和5年度には47万1,000円と年々増加傾向でございます。

町内の生息数につきましては、県の調査により2つの個体群が確認されているほか、近隣市町を主な活動範囲とする個体群が多数あり、度会町にも活動範囲を広げていると推測されております。

町猟友会が実施しております有害捕獲につきましては、過去5年の捕獲数は、令和元年度35匹、令和2年度41匹、令和3年度93匹、令和4年度33匹、令和5年度25匹です。

令和3年度に多数捕獲実績がございますが、これは、令和2年度に1基を導入した猿の地獄檻で捕獲数が増加したことによるものです。捕獲するまでの餌づけ期間が必要ですが、通常の檻に比べ、集落・農地付近に出没する被害をもたらす個体群を効率よく捕獲することが可能で、過去3年間の捕獲匹数の実績は71匹となっております。近年の猿被害の対策として追加で1基を購入すべく、今議会に補正予算として計上いたしております。

県内では本町のほかに、柵で対応することが難しいかんきつ類の農地での猿対策のため、熊野市や御浜町、南伊勢町などが地獄檻を運用しており、運用に関する情報交換を行っております。

今後も鳥獣被害の防止及び軽減に努めてまいりますので、地域住民の皆さんからの声や現在の状況、耳にした先進地のお話しなど、御指導、御助言をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、担当課からの答弁といたします。

○議長（若宮 淳也） はい、濱岡議員。

○10番（濱岡 裕之） 猿の捕獲数もお聞きしましたが、鹿や猿と比べて、圧倒的

に数が少ないのかなと思います。

また、檻の設置でございますが、今、既に1基導入され、それなりの実績を上げておるといふことでございます。

また、もう一つの追加も検討されているようでございますが、度会町はやっぱり移動する猿につきましては、今、計画されております檻の数量では、明らかに不十分じゃないかなと考えております。さらなる予算化のこともございますが、さらなる追加数の所内で検討していただきたいものだと考えております。

猿被害の金額的なこともお聞きしましたが、御浜町のような金額的に大きな被害ではないかなと思いますが、生きがいとして畑で作物や、また、柿や栗を作ったりして、また、それが収穫の時期になると被害に遭って全滅すると、そういったことではですね、精神的にマイナスな面が大きいのではと考えます。

また、テレビのニュース等でも度々見かけますが、老人や子供が猿の被害に遭ったということも、実際に起こっておるようでございます。安全面からも猿被害に対し、被害の撲滅をさらに厚く進めていただくことを、強く担当課にもお願いをいたすものでございます。

続きまして、二つ目の質問に移りたいと思います。

町内の日帰り観光の促進についてということで、中村町長に伺いたいと思います。

数年前から度会町は、日帰り観光の町ということで、何かアピールをしていただいていたということも記憶にございますが、町内の山の魅力をより多くの方々に紹介するための登山マップ「わたらいセブンマウンテンマップ」が作られております。それと合わせ、町の魅力度アップと、度会の山をよりアピールするという観点からも、町のランドマークでもある風力発電施設のある獅子ヶ岳周辺へのライブカメラの設置の提案をしたいと考えます。

最近でいい、山登りのいい季節になってきましたが、最近で山というと熊出没の注意喚起もあったり、隣接町も合わせて気になるところではございますが、このライブカメラの設置ということについて、町への興味、イメージアップにもなるのではないのでしょうか。

また、度会町に対しまして、ふるさと納税で多くの納税をいただいている方々に対しまして、さらなる親しみを感じてもらえるのではないのでしょうか。地上からでは決して見ることでできないすばらしい風景、景色が、山上からは見ることができます。度会町で生まれ、県外で生活されている人が多くいます。そういう方々に対しまして、生まれ故郷への郷愁に駆られる要因にもなるのではないのでしょうか。

そこで、質問の④としまして、富士山、伊勢志摩方面などが眺望できる東向きにライブカメラを設置できないのでしょうかというのが、質問でございます。富士山は、1年に何度も獅子ヶ岳周辺から見えます。6月の梅雨の時期であっても見ることが

できるそうでございます。度会ウインドファーム等へ行かれた方々のインスタグラム等で、たくさんの写真がアップされております。富士山は、日本人誰もが大好きな山ですし、度会町からは直線距離で約230キロメートルの位置にあります。そこで、度会町からも見えるということで、仮称ではありますが、南限の富士見町度会というふうな名称をつけましてですね、町のPRができないでしょうかということ質問したいと思います。

実際に、国内におきましては、富士山が見えることから、長野県富士見町だとか、埼玉県富士見市などがございます。晴れていればすばらしい日の出や夜間は夜景や満天の星空が見れます。度会の山に対し、より多くの人たちの興味のもとになるのではと考えます。中村町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく答弁お願いいたします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、濱岡議員の質問にお答えをします。

本町の豊かな自然が体験できるアウトドアアクティビティを生かした観光誘客を図るため、平成28年度から標高の低い山を中心に、フィールド調査や登山道整備を行い、令和元年度にセブンマウンテンマップを作成をいたしました。

県内のみならず、県外からも多くの反響と取り寄せの依頼があることに加え、VISIONをはじめとする観光施設や登山専門店での店頭配布を行ったことで誘客の促進につながり、今では、気軽に登山ができる拠点としての多くの登山愛好家に親しまれております。

加えて、獅子ヶ岳周辺においては、風力発電施設が設置されたことで、風車がランドマーク的な役割を果たし、知名度の向上につながっております。

このたび、濱岡議員からの提案がありました絶景を生かしたライブカメラ設置の実現につきましては、電源の確保、通信環境の整備、防犯上の課題等もあることなどから慎重に検討をいたすとともに、今後も地域おこし協力隊や民間団体と連携を図りつつ、SNSをはじめとした様々な媒体を活用して、積極的に情報発信を行い、獅子ヶ岳とセブンマウンテンを合わせて周知していくことで、さらなる観光促進を図っていきたいと考えています。

以上、濱岡議員への答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、濱岡裕之議員。

○10番（濱岡 裕之） わたらいセブンマウンテンのPR、これはもう当然、さらに魅力度アップを進めていただくべきものだと思います。ライブカメラの設置によって、防犯上問題があるとのこともおっしゃられましたが、これは、人を映すものではないので、防犯上的には何ら問題はないかなと考えております。

ライブカメラは、全国に約3万箇所設置がされております。これは、主に国土交

通省が設置しておる道路や川の、そういった状況を確認するものでございますが、度会町にも4箇所ライブカメラが設置されておると聞いております。すぐに、ネットで見るすることができます。観光用的なライブカメラとしましては、この近隣には伊勢志摩スカイラインの山頂、浅間山の山頂にですね、設置がされてます。あちらも非常にですね、きれいな景色が見えるところでございます。電源の確保等の問題のことも言われましたが、今のですね、時代、太陽光だとか、風力風だとかですね、考えればですね、何とか電源の確保はできるもんじゃないかなと考えております。予算的なものもあって、どれぐらいかかる、費用がかかるのかとか、そういったことはですね、まだ、はっきりとしてはおりませんが、今ですね、浅間山山頂にもそういったことがありますし、全く不可能な問題ではないのじゃないかなと考えます。今すぐに導入ということでは難しいかも分かりませんが、いろいろですね、担当課を中心にですね、研究していただきましてですね、度会町の山の、またひいては度会町全体ですね、PRの一つに、材料として使えるものではないかと考えますので、今後も検討のほうをよろしく願いをいたしたいと思っております。

これで、二つ目の質問は終わります。

三つ目の質問に移りたいと思っております。

一級河川一之瀬川の右岸道路の開設についてということで、中村町長に伺います。

おかげさまで県道22号線に関しましては、嵩上げ工事も進められており、また、今後も予定があるとお聞かせはもらっておりますが、中村町長の持論でもある道は文化であるとも、よく言われますし、選挙戦の公約の一つにも、一之瀬川右岸道開設のことを記憶しております。以前からも、県に対して、一之瀬川右岸道の有用性について、町からも県に対し、また、平成30年8月10日には、当時の三重県伊勢建設事務所所長、山口尚茂様宛てに、当時の小川郷地区区長代表、一之瀬地区区長代表、また地元議員、それから、たしか、その当時の担当課の方も一緒に来ていただいたと思っておりますが、県に対して、要望書を提出した記憶がございます。こういう形、書面でですね、これ地図もつけて要望書を提出させていただきました。この距離としましては、総延長約12キロということでございます。それからしても、予算面からも全く容易ではないことは重々承知のことではありますが、中村町長の政治的手腕に期待するところでございます。

さきの台風10号においては、被災されました方々へは、一日も早い復旧を御祈願するものでございますが、幸いにも、県道22号沿線においては、天気予報で言われていたような一日300ミリから400ミリという雨量ではなく、被害としても比較的少なかったのかなと思っておりますが、東南海大地震に対しての気象庁からの注意喚起が、先月にあたり、予想もしないような大雨や大災害時、県道22号伊勢南島線一本では、緊急時には大いに住民は不安を感じるものでございます。

そこで、①といたしまして、右岸道の起点として、和井野区と南中村区をつなぐ、これは長らく老朽化と耐震強度不足で通行が禁止されております五郎ヶ瀬橋の改良、架け替えも含めに関して、現状はどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。ちょうど1年前の9月定例会においても、同様の質問をさせていただきました。その際、中村町長は、県とも協議をしていくということで行われたことを記憶しております。

質問の②といたしまして、台風10号での町内の降雨量はどのような程度の降雨量だったかというのも、お聞きをしたいと思います。1時間当たりの雨量が50ミリというふうな雨量はよく聞きますが、この50ミリという雨量では危険と、すごい恐怖を感じる雨量でございますが、気象のニュース等では最近ですね、1時間当たり100ミリ程度の雨量が全国各地頻繁に聞かれるようになってきました。本当に、何十年に1回の大雨というふうなことがですね、毎年、全国どこかでは聞かれるようになりました。

③として、その他関連ということで質問したいと思います。建設コストが昨今の資材や人件費等の高騰の影響から、伊勢市の宮川橋架け替え工事が、当初の予算約43億円から倍以上の97.4億円になったという新聞記事もございました。町でも、田口大橋の耐震補強工事等で大変な面があるかなとは考えますが、以上のような点です、中村町長のお考えを伺いたいと思いますので、よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、濱岡議員の質問にお答えをいたします。

議員御指摘の一級河川、一之瀬川の右岸道路開設につきましては、これまで三重県に対し直接、また町村会を通じて、過去の冠水被害の状況や当該路線の重要性を説明し、県道伊勢南島線の冠水対策及び一之瀬川右岸道路建設について継続的に要望し、幾度となく協議を行ってまいりました。

長年にわたるこうした取組が奏功し、伊勢南島線においては、まずは、冠水対策が必要な小萩、柳、栗原、畦地、川口について嵩上げ事業が進められることとなり、全5箇所とも事業に着手していただき、小萩の工事完成に引き続き、柳も優先的に予算配分をいただいたおかげで、今年度末を完成予定として進められている状況でございます。

一之瀬川右岸道路の建設においては、県から「課題の整理や現状の把握を行い、実現性を考慮しながら当町と協議の上、検討していく」という回答をいただいております。

現道の伊勢南島線の冠水対策もまだまだ道半ばであり、全て完成するまでには膨大な費用と時間と労力を要します。右岸道路の建設は、これの比にならないものと

想像しており、2路線を並行した事業の実施は現実的ではないものと考えております。

まずは、現道の伊勢南島線において、冠水対策の必要な箇所 completion に向け、県や関係市町と緊密に連携して、全力で取り組むことが重要であると考えております。

五郎ヶ瀬橋の整備につきましては、あくまで現状、健全性が低いことから、道路メンテナンスの観点で早急に対策が必要であり、架け替える方針であることは、昨年の一般質問でもお答えをしたところでございます。実施につきましては、財源等の目処をしっかりと立てた上で、なるべく早期に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、さきの台風10号による降雨量でございますが、注連指観測所が最大で、降り始めとなった8月25日から9月1日までの総雨量が873ミリ、最大時間雨量は56.5ミリでありました。一之瀬方面では、脇出の観測所で総雨量523ミリ、最大時間雨量は36ミリでありました。幸いにも、宮川、一之瀬川とも越水することなく、これまでも大きな被害の報告は受けておりません。

いずれにいたしましても、一之瀬川沿線の道路整備につきましては、一之瀬地区並びに小川郷地区の方々が安心して暮らしていただけるよう、加速的に整備を進め、速やかに効果が発現されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

今後の事業の推進につきましても、何とぞ、皆様の御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます、濱岡議員への答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、濱岡裕之議員。

○10番（濱岡 裕之） 県道22号線に関しましての嵩上げ工事でございますが、今日も柳区の工事のところを通りながら、こちらへまいったようなことでございます。

また、今後ですね、いろいろ冠水、水がつくような場所も検討していただいているということなので、なるべく早いですね、早期の改良が終わりますことを願うものでございます。

また、今年もですね、9月、今日は19日でございますが、例年よりも随分気温も高くですね、まだ台風シーズンが、今年の台風シーズンはまだ終わっていないというふうな現状でございます。今後も、十分ですね、台風の情報にはですね、留意をすることが必要かと思えます。

右岸道建設はですね、住民の夢ではございますが、当然ですね、費用対効果なり、十分現状のですね、社会情勢を考えますと、なかなか難しいのかなとも考えますが、発言しないと事は全く実現できないとも考えておりますので、この点に関しましてはですね、中村町長の政治的手腕をですね、さらにですね、アップしていただき、県や国に対してもですね、機会あるごとに要望していただきたいものだと考えます。

以上、3点の質問をさせていただきましたが、以上をもちまして、私の一般質問

を終了といたします。

○議長（若宮 淳也） 以上で、濱岡裕之議員の質問を終わります。

続きまして、2番 大西徹議員。

《2番 大西 徹 議員》

○2番（大西 徹） 若宮議長より、許可をいただきましたので質問をさせていただきます。2番議員の大西徹でございます。

まず、本定例会2日目に、中村教育長さんの御説明の下、度会小・中学校のGIGAスクール構想の進捗状況とALTを活用した授業を視察させていただきました、ありがとうございました。

中でも驚いたのは、中学校の英語授業で、生徒たちも先生の質問に堂々と生きた英語で答えていたのには、本当に驚きと感動を覚えました。引き続き、度会町版GIGAスクール構想、また、ALT活用におけるグローバル教育の推進への効果を期待させていただきます。

そして、この構想と同じく大切に重要な中学校部活動の地域移行について質問させていただきます。

国の示す学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインによりますと、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とするとあります。度会町でも生徒数の減少などから多くの部活が廃部になったり、部員数の減少により剣道部やソフトボール部がスポーツクラブに移行したりした経緯があり、保護者の間でも、今後、度会中学校の部活動がどうなっていくのか不安視する声もあります。

改革推進期間中である令和6年度現在、度会中学校の部活動の在り方の現状と今後の地域移行への方針や計画についてお聞かせください。

また、現在の部活動の指導を行っていただいている教職員の方は、定期的に人事異動があります。近隣の市町との連携や足並みをそろえていくことも重要なポイントになると考えます。近隣市町において進んだ取組があれば、お示しください。よろしく申し上げます。

○議長（若宮 淳也） はい、中村教育長。

○教育委員会教育長（中村 武弘） それでは、答弁の前に、議員の皆様、小学校、中学校御訪問、誠にありがとうございました。

それでは、大西議員さんの質問にお答えします。

部活動の地域移行についてでございますが、中学校学習指導要領には、学校部活動の位置づけとして、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養

等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することとなっています。また、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体との連携など、運営上の工夫を行うことと位置づけられています。

令和4年12月に制定された学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドラインでは、顧問を務める教員の負担軽減、生徒の減少を踏まえ、令和5年度から7年度までの3年間で改革推進期間とし、地域移行に取り組み、地域の実情に応じて可能な限り、早期実現を目指すこととなっております。

さて、現在、度会中学校では5つの運動部と2つの文化部が活動をしています。顧問は全て教員が務めており、部活動ガイドラインの示す週当たり2日以上、休養日を設け、原則平日1日以上、土日1日以上、休養日を取り、活動を進めております。顧問は、危機管理と働き方改革で、基本は、複数顧問制を取っておりますが、教員不足により、野球部と吹奏楽部は1名の顧問となっております。また、生徒数の減少により、特に、チームスポーツは人数不足でチームが成り立たないなど、練習メニューにも影響が出てきております。

今後につきましてですが、本町には、総合型スポーツクラブが存在し、主に、小学生が軟式野球、ソフトボール、陸上競技などの団体に所属し活動をしています。このスポーツクラブに、中学校の部活を移行することができないか検討中ですが、スポーツクラブの指導者数の問題、活動を行う施設やグラウンドの問題等により、現在ある中学校部活動全てを移行することには課題がある状況です。現在も、部活動を熱心に指導されている顧問の教員の意向も尊重する必要もあり、中学校、スポーツクラブと調整を進め、全ては難しいと考えますが、段階的に移行を進めていく予定です。

さて、近隣市町の状況ですが、南伊勢町では、来年度以降に移行を進めていく計画がありますが、例えば、南勢中学校では、剣道、ソフトテニス廃部予定であり、器楽部は移行の課題を解決してからと聞いております。伊勢市でも、令和5年度より準備を進めている状況ですが、休日のまずは移行から、組織や指導者の確保、練習場所等の課題を解決してから調整し、進めている状況と聞いております。大紀町では、中学校を統合する際に、女子バレー、剣道、卓球、ソフトテニス移行済みと聞いております。

本町においては、スポーツクラブと調整を図り、移行が可能な部活動から、まずは、土曜日、日曜日の活動から移行を進めていくよう検討を進めていきます。

以上、大西議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、大西徹議員。

○2番（大西 徹） まず、今後の予定としては、スポーツクラブと調整を進め、段

階的に移行していくと。また、近隣市町の状況は、指導者の確保、練習場所の問題などにより、うまく進んでいない状況であると御答弁いただきました。

現状打破の解決策として期待されている地域移行ですが、様々な課題が足かせになっているようにも思います。

ただ、この課題によって子供たちが選択の段階で諦めてしまうことや、素質ある子供たちの芽を摘むことはあってはならないことでありまして、行政はさらなる支援充実を、そして、我々保護者、またPTAができること、さらに、議員としてできることを考えながら、地域全体が受皿となることで、共有を深めながら取り組まなければならない課題だと認識いたしました。

ただ、近隣市町も含め、地域格差によっても、地域移行は大きな影響を受けるのではないかと思いますし、メリット、デメリットを考えますと、デメリットがどうしても先行してしまうように思います。

しかしながら、5つの運動部、2つの文化部、顧問は全て教師が務めており、現在も部活動を熱心に指導されていると教育長さん申されましたように、これまで、いかにすばらしい指導を先生方が提供してくれていたかがよく分かります。

まずは、土日の活動から移行を進めるよう検討するともおっしゃっていただいたように、私も現段階で一気に移行するのは難しく、バランスが保てなくなり、負担の偏りが生じてしまうのではないかと考えております。

さらに、このことで、教育長さん、教育委員会さんをはじめ、現場の先生方がジレンマに苦しむことはあってはならないことだとも思います。町長さんも常日頃、子供たちは当町の宝物だとおっしゃってくれております。先ほども申しましたが、地域全体が受皿となり、度会町だからできる、度会町らしい課題の解消策を模索しながら、全ての子供たちがそのときに選択できる部活動を目指していただきたい、そういうふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（若宮 淳也） 以上で、大西徹議員の質問は終わります。

続きますので、6番 貞森義和議員。

《6番 貞森 義和 議員》

○6番（貞森 義和） 皆さん、おはようございます。

今日は、三つ質問をさせていただきます。

二つは町長で、一つは教育長にお願いしたいと思います。

一点目ですけれども、前回6月議会で私が災害時の水の確保、飲み水の確保を伺ったところ、町長と関係課の水道課から耐震装置付の浄化槽を作るという、これはもう本当に僕うれしかったです。古い井戸使たらどうやとかいうこと、何回か言うたんですけど、町長根っからそれに反応してくれませんでしたので、どういう案

があんのやというつもりで聞いたら、これはええ案でした。これはね、三重県の南のほうの自治体でもあるんです。ちょうど、給水車のタイヤのないやつを作ってみたいなもんですね。もし、地震が来て、地割れがしても、それから、パイプが壊れても、取りあえずその給水車の中にある、給水車例えばの話ですけど、給水車のような形をした中にある飲み水は使えるという、これはいい方法です。僕は、これね南のほうでやっとなの知ったんやけど、これ金かかるからよう言わんだんですわ。そやもんで、今日はどのぐらいのお金がかかって、どこへどのぐらい置くかという、その答えをいただきたいと。この間も、いろいろ問題がありましたが、ちょっと南海トラフみたいなことをにおわせて、気象庁が言うたもんで、水もなくなるわ、米もなくなるわ、インスタント食品もなくなるいうて、皆さんやっぱりパニックになりますね。まだ、その南海トラフが来てないのにね。ですから、この水道、浄水場を作る、耐震つきの浄水槽を作る、浄化槽、浄水槽ですね。それはいい案だと思いますので、すみませんけど、具体的に幾らぐらいの予算で、内城田地区へ幾つ、中川地区へ幾つ、小川地区へ幾つ、一之瀬地区へ幾ついうて、そういう答えをいただきたいと思います。その点、一つよろしくお願いします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

度会町水道事業では、大地震に備え、40年以上経過し耐震性のない施設の更新を進めており、今年度で川上浄水場更新事業が完了し、さらに令和9年度から10年度で葛原配水池の耐震化を予定をしております。

そのような事業スケジュール・財政状況等を踏まえ、御質問いただきました耐震性貯水槽につきましては、令和11年度から順次設置していく考えでおります。

なお、水道事業会計への圧迫がないと判断ができれば、前倒しで設置することも視野に入れ検討していきますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（若宮 淳也） はい、迫本建設水道課長兼環境水道担当課長。

○建設水道課長兼環境水道担当課長（迫本 晃） それでは、町長に代わりまして、担当課から現在検討しております今後の耐震性貯水槽設置について御説明いたします。

まず、災害発生時の飲料水の初期必要量、いわゆる1人1日3リットルを3日間として算出しますと、中川地区で約8,000リットル、内城田地区で約3万2,000リットル、小川郷地区で約5,000リットル、一之瀬地区で約6,000リットルとなります。

このことから、設置する耐震性貯水槽を1万リットル規模とし、現在考え得る場所としては、内城田地区におきましては、棚橋配水池が、棚橋、大野木、葛原地区の必要量を十分満たすため、牧戸から西側地域で1基、宮川右岸地域で1基、中

川・小川郷地区、一之瀬地区におきましては、各旧小学校に1基ずつ、また小川郷地区から一之瀬地区にかけては、孤立が想定される地区など、給水範囲の観点から、さらに1基を加え、計6基を想定しております。

次に、事業費につきましてですが、耐震性貯水槽を設置するに当たり、1基につき約5,000万円が見込まれるため、6基で約3億円となります。

水道施設の整備につきましては、多額の予算が必要となること、また大地震に備えるべく急務であることから、整備計画に基づき事業を進め、かつ補助制度の活用などにより、前倒しで実施が可能となる事業につきましては、逐次対応してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、担当課からの答弁といたします。

○議長（若宮 淳也） はい、貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） いい案でありがたいなと思うんですけど、今、令和6年でしょう。11年から着工なんでしょう。そしたら、この5年間に南海トラフが来ないちゅうことはないわけですから、南海トラフに備えての、その水の確保の問題ですから、なるべく町長言われたように前倒しでやってほしいと思います。私もうね、案があってね、それで、それをぼつぼつ始めていくんやちゅうんかと思ったんですけど、5年かかったらね、これはちょっと私らもね、皆さんに5年かかったら、こんなできますよってよう言わんですわ。ですからね、必ず前倒しでお願いしたいと思います。

この前、8月8日に、宮崎で震度6やったかの地震があったときに、皆さん慌てました。そのこと皆さんこう思い出してほしいと思うんで、伊勢らでもね、私らあんまり知らなかったんですけど、米なくなるとかね、一人一袋にしてくださいというたら、皆さん一人一袋買うというたらね、ちょっと待てよ、これじゃ足らんのかちゅうかていうて、また行くらしいです。ですから、パニックを起こす原因みたいになっとんですね。ですから、その水は、僕一番大事な問題だと思います。能登半島でもそうだったと思いますけれども、そういう意味で、水の確保に確かにええ方法でありがたいんですけど、お金がかかるで、俺はこれよう言わんわと思っとったやつを、町長がやったろうかということやったもんで、これはいい案ですっていつ言たんですけども、もうちょっと時間を縮めていただきたいと、お金のかかるのは、確かにこれ大きな金ですね。ほいでね、道路が寸断されても、それから、例えば、どこかの橋が落ちたとしても、水が確保できますちゅうぐらいの答弁やったもんで、そしたら、小川郷地区でも三つ、四つできるんちゅうかと、一遍にはできませんけどね。そういうつもりでございましたので、そんなつもりでしてください。小川郷に一つとか、一之瀬に二つとか、そんな程度やなしにね。行く行くは、五つ、六つ、そんなふうにごうしていくように、努力をしていただいて、必ず前倒しでやっ

てほしいと。案だけあってね、それで、南海トラフ来たわっていうんでは、これでは何の意味もありませんからね。一つ、その点よろしく願いいたします。それで、水の問題、一応それで終わらせていただきたいと思います。

それじゃあ、二つ目の問題に入らせてもらいます。

二つ目も役場へのお願いなんです。町長にお願いなんです、健康保険証を12月何日やらから廃止するというようなことを政府が言うていますね。健康保険証というのはね、健康保険料を払うた領収書やと、私は思うとるんです。その領収書を持っていくと、あちこちでみな診てくれるわけですから、それをね、マイナンバーやらへひっつけて、何やらせえと。もう保険証を廃止しますよと。そしたら、近所のおばあちゃんらはね、これわしら先生どうやって病院行くんと言うもんでね、それな役場にちゃんと言うたるでな、あんたはこうしてなさいよとか、あんたはじっとしとったらいいですよというて、僕は説明しとるんです。そのうち役場から連絡来ると思いますが、この広報を読めとか、そんなんやなしにね、個人の不安なおばあちゃんらにね、説明したってほしいんですわ。とりあえず、度会町でマイナンバーというのは、どのぐらい今あるんか。それから、マイナンバー持っとるけど、ひもつけしてないのは何人おるんか。持ってないのはどのぐらいおるんかというのを、一応、教えていただけませんか。関係課でお願いします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、現行の健康保険証は、本年12月2日に廃止をし、新規発行を終了いたします。

12月1日時点で発行済みの健康保険証については、改正後の経過措置により、最長1年間は引き続き使用することが可能となっており、健康保険証の廃止によって、町民の皆さんに混乱を招かないよう考慮した仕組みを整えております。

質問された保険証廃止後の予定や、町民の皆さんへの周知については、担当課長より御説明をいたします。

○議長（若宮 淳也） はい、森井税務住民課長。

○税務住民課長（森井 裕） 町長に代わりまして、担当課から保険証廃止後の予定や町民への周知について、お答えいたします。

まず、本町におけるマイナンバーカードの申請及び交付状況から説明いたします。

令和6年8月31日現在の申請件数は6,804件、累計交付枚数は6,224件です。割合の対象となる令和6年1月1日現在の人口7,708人に対する申請率は91.47%、交付率は80.74%となっております。

次に、国民健康保険及び後期高齢者医療制度のマイナ保険証の登録状況を申し上げます。

令和6年6月30日現在、国民健康保険の加入者は1,603人、マイナ保険証登録数は1,050人で、登録率は65.50%です。後期高齢者医療制度の加入者は1,550人、マイナ保険証登録数は911人で、登録率は58.77%となっております。

本年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく保険証に替えて発行する資格確認書を交付します。

保険証の廃止に伴い、資格確認書や資格情報のお知らせの取扱いについては、広報わたらい11月号や町ホームページなどで告知を予定しています。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんには、引き続き、安心して医療を受けることができるよう、分かりやすい周知に努めます。

以上、担当課からの答弁といたします。

○議長（若宮 淳也） はい、貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） 今回の説明ありがたい説明でした。それぞれの人がね、今度これ切れたらこうなりますよというのを言うたってもらわんとね、もうマイナンバーカード作らんだら、もうあんたら医者へかかれへんど、そんな雰囲気でおるといけませんのでね。こういう制度があって、これが切れたらこうなって、これが切れたらこうなって、最後まで作らない人は作らないでいいですよというのを言うたってほしいんです。私も作ってはいますけど、ひもつけはしていません。そんなことしていらんのです。官民データ処理法とか、何かそんな名前も加わっとるそうですが、官と民のデータを記録しとるわけですね。それを誰かのぞき込んで見るんか知りませんが、役場はどこまで見れるんか知りませんが、私らはね、資産も、財産もありませんけど、人にのぞき込んでもらいたくないんです。プライバシーですね、これ。ですからね、政府はね、今、自衛隊の問題もありますけど、プライバシーを平気で国へ上げてこいと言うていますね。あんな人らがね、そんなこと言うわと、私は思うんです。やっぱりプライバシーだけはね、そっとしてほしいんです。のぞいて見てほしくないんです。見られるもんはないんですけど、してほしくないんですね。そういう点で、役場の方はこれからあんたのカードは、こうなります、こうなりますいうて、今ある保険証は何月幾日で切れますけど、それに代わるこういう資格書みたいなのを発行しますというて、言うたってもらうと皆さん安心しますもんでね。私たちはね、今こうやって質問しとんのも、いい町を作りたい、住みやすい町を作りたいという意味で質問しとんので、町長と対立しとるわけでもないんです。そういう意味や思うんで、役場と対立しとるわけやないんで。そういうつもりでね、役場の皆さんも、皆さん安心してください、度会町に住んどったら、役場がちゃんとしますからねという、そういう雰囲気で伝えて、後ろへ分かるように伝えてやってほしいと、こう思いまして、マイナンバーのことについて、

私の質問はそのぐらいにしとこうかなと思うんです。その点で、今後とも各課の努力をよろしくお願いいたします。これで二つ目の質問を終わります。

今度は、三つ目の質問に入らせてもらいますので、お聞きください。

三つ目は、町長ではなくて教育長にお願いしたいんですけど。私は、電話でね、関西万博へ行かさんといてなというのをいただきましたもので、そしたら、町議会でご一般質問してみますというて、その人に答えたんです。あんた言わないというたら、いや、私が言うと声で分かるとかね、そんなんで、あんた言うてくれと、私に言うてきたもので、私もこれは大事な問題やなど。関西万博のあの会場はね、埋め立てて造ったところなんですね。夢洲っていうんですね。あそこは、最後にね、公的な博打つていうといかんですけど、賭博場みたいな造るための地ならしなんですね。それで埋め立てたものが発酵したりしてガスが出てきたり、いろいろしとるんです。私は、その万博会場のニュースが出るたびに、新聞を切り抜いていっぱい持っとるんです。これは危険だ、これは危険だ。子供をバスで連れていったとき、下ろして、ここから歩くと、あの距離も非常に長いと、そんなこといっぱい出てきますから、それで私も心配してね、度会町はそこらないだろうけど、学校行事として生徒・児童を関西万博へ連れていくことはないんでしょうかという質問です。教育長お願いいたします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村教育長。

○教育委員会教育長（中村 武弘） それでは、貞森議員さんの質問にお答えします。

学校行事の校外学習につきましては、小・中学校それぞれ学習指導要領に定められております狙いや実施方法にのっとり、学校が行き先や学習の狙い、実施方法について計画等を作成し、教育委員会に届出を行って実施することになっております。

貞森議員さんの質問を受けまして、小・中学校長に問い合わせたところ、両校とも現在のところ、参加予定はないと回答がありました。

今後とも、学校教育活動への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げ、貞森議員さんに対する答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） 教育長ありがとうございました。いい答弁で安心しました。

これで、私の質問3点を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。

(10時03分休憩)

(10時15分再開)

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番 大野原徳議員。

《3番 大野 原徳 議員》

○3番（大野 原徳） 自衛隊の施設誘致について一般質問をさせていただきます。
3番議員 大野でございます。

昨今の我が国において、今年1月1日、石川県で発生した能登半島地震、また、先月8月8日に、宮崎県で発生した日向灘地震など、甚大な被害に見舞われております。特に、日向灘地震におきましては、南海トラフ地震臨時情報巨大注意地震が気象庁より発表されました。もし、この地に発生すれば、静岡県から宮崎県にかけて、震度6強の強い揺れと、関東地方から九州地方の太平洋沿岸の広い地域に東日本大震災級の10メートルを超える大津波の襲来が想定されています。昨今の異常気象は、年々甚大化してきており、全国各地で土石流、河川の氾濫等、多くの被害をもたらしています。度会町でもハザードマップでの避難所が危険箇所である地域もあります。

このような状況の中、近い将来、南海トラフ等の地震や津波被害の発生が危惧されております。このような状況になれば、当然、自衛隊による救助活動が予想されますが、陸上自衛隊明野駐屯基地も被害を受け機能しない事態が想定されることから、立地に適している度会町に災害有事のときの災害対策本部、用地としてですね、司令塔、備蓄倉庫、ヘリポート等の自衛隊の施設を誘致してはどうかと考えます。町長の考えを。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、大野議員さんの質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、昨今における地球環境の変化により、地震や台風、大雨に伴う大規模な自然災害が多発しております。

今年1月の能登半島地震では、三重県からの応援要請に応じて職員を派遣し、先月の日向灘地震では、南海トラフ地震の臨時情報が発表され、防災対策推進地域に指定されている本町でも、1日目は職員2名を24時間体制で待機させ、以降6日間を警戒体制として全職員に大地震に備えた待機を命じ、常に連絡がつくよう体制を講じたところであります。

また、先日の台風10号においても「上陸後、勢力が落ちる」という常識が通用しない長期間の台風であったことから、4日間におよぶ災害対策本部の設置となりました。

御質問にありました異常気象の甚大化が、異常から通常に移りゆく怖さも感じております。

さて、このたびの自衛隊施設の誘致についてでございますが、令和3年9月の定例会におきましても、同様の質問をいただきました。

陸上自衛隊明野駐屯地の有事の際の代替地として、自衛隊組織の指令基地やヘリ

ポートをはじめとする各施設を誘致できないかという、まさに壮大な発想でございます。

自衛隊幹部の方々とは、折に触れ、情報共有を図っておりますが、御提案の実現には、相当な土地面積の確保が必要となります。また、その同意となりますと、なおのこと、一挙手一投足に進むものではないとの思いもございます。

もちろん、陸上自衛隊や防衛省から候補地としての打診を賜る運びとなりましたら、議会の合意を経て、地域とも連携をしながら、推し進めるべき事項との認識をしております。

現時点においては、町の将来を見据えた大野議員からの前向きな御提案として頂戴し、答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、大野原徳議員。

○3番（大野 原徳） 壮大なですね、発言というのは、自分も十分承知しております。

しかしですね、この施設が、施設誘致がですね、現実すると、被害地の円滑な救助活動に効果を発揮することができ、また、度会町に対しても基地交付金、調整交付金として自衛隊が使用する施設が所在する市町村に財政等を考慮して、使途制限されない一般財源として、財政補給金が毎年交付されます。10年先、また40年先を見据えたときにですね、少子高齢化、人口減少等の現状は避けることはできません。40年後の町の状況をですね、私自身が見届けることができるかどうか分かりませんが、未来の度会町のために、何か残せることを、町民の皆さんがこの町に住んで幸せと誇れる度会町にしていくために、あらゆる面において真剣に考え、行動しなければならぬと思っておりますが、どうか。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、自衛隊の誘致ができれば、様々な一般財源としての交付金や協力体制を整えることができ、本町にとっても大きな魅力であります。

地方行政にとって財源確保は共通課題でございますが、簡単に企業誘致などは見込めるわけでもなく、今までも再エネ関連企業の誘致や、ふるさと納税による寄附金の増額を求めながら進めてまいりました。

今後も、多方面から検討を重ねながら財源の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（若宮 淳也） はい、大野原徳議員。

○3番（大野 原徳） 度会町としてですね、この施設誘致が実現することによってですね、先ほども言わせていただきましたが、使途制限のない財政補給金と、こちらはですね、教育、福祉、インフラ等の全てにおいて支出できるものでございます。子供たちからですね、高齢者まで、その恩恵を受けることができると考えます。

こういう言い方がいいのか分かりませんがですね、チャンスだと考えております。度会町また度会町民のためにですね、どうか真剣にですね、検討していただきたいと考えます。

私からは、以上です。

○議長（若宮 淳也） 以上で、大野原徳議員の質問を終わります。

続きまして、1番 山北佳宏議員。

《1番 山北 佳宏 議員》

○1番（山北 佳宏） 1番議員の山北佳宏です。議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

今回は、子育て支援について町長に伺いたいと思います。

度会町の令和6年度の当初予算総額につきましては44億9,900万円、昨年度より固定資産税が3億6,700万円ほど増加となっております。これは、企業誘致に伴います固定資産税の増収であるというような説明を受けております。自主財源が、収入が増加していろいろと政策の幅も広がってくると思います。

ただ、地方財政は、国の基準財政収入額の算定方法により、税収の25%が留保財源と伺いました。この場合、固定資産税だけを捉えますと、9,000万円ほどが留保財源として独自の事業に活用できるのではないかと思います。無論、この固定資産税の増減だけを見ているので、税収入はほかに減額となっているものもあると思います。

次に、ふるさと寄附金について、令和6年度の当初予算の歳入は7,500万円の見込みで、この半分が自主財源として捉えることができると思います。この留保財源や自主財源は、これまでにできなかった事業への着手や自主財源充実のための基金に繰り入れるなどの予算計上がなされていると思います。

つきましては、この税収入の増加などから生じた財源を、度会町の子育てへの活用をお願いしたいと思います。

現在、度会町では、子育て支援応援給付金として、出産応援給付金つぼみギフト5万円、子育て応援給付金すくすくギフト5万円の給付制度があります。

しかし、近隣市町においては、少子化対策の一環として、子育ての支援のいろいろな対策がなされているようです。伊勢市、玉城町、明和町につきましては、本町と同様の給付金だと思いますが、南伊勢町におきましては、第1子出産時に、一人20万円、第2子も20万円、第3子について30万円の出産祝い金制度があります。志摩市につきましては、出産祝い金として、一人20万円の給付、また、大台町につきましては、出産祝い金10万円、多気町においては、小・中学校入学応援金として、一人5万円を給付、大紀町におきましては、エンゼル手当として、第1子、第2子につきましては10万円、第3子は30万円、第4子以降50万円、また、1歳から15歳

のお子さんの誕生月に2万円、中学校卒業時に卒業生に5万円の給付制度などがあるようです。

度会町は、過疎地域の指定区域にはなっておりませんが、年々人口が減少しています。度会町の人口は、リーサス地域経済分析システムによりますと、今から10年後の2035年には6,200人まで減少するような推計がされています。度会町の近年の出生者数につきましては、令和4年度35人、令和5年度34人であります。以前は、40人、50人とたくさんありましたが、以前に比べかなり減少しています。このように人口減少の予想や近年の出生者数を考えますと、近隣市町のような出産祝い金などの制度の導入をお願いし、子育て世代がより住みよい度会町にすべきだと思えます。

次に、高校生等修学支援金につきまして、現在、年間1人2万円の給付を行っていただいています。この制度は、令和3年度に創設され、昨年度は新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の活用もあり、3万円でしたが、今年度は2万円となっています。高校生のある御家庭は教育費や生活費の出費が増え、大変だと思います。特に、通学につきましては、公共交通機関はバスのみとなっており、お得な年間通学フリー定期券を購入するにも、15万円ほど費用がかかります。その他学校以外での学習費用などの出費は多大であると思えますので、この現在の2万円の給付を思い切って引き上げていただくような御検討はいただけないでしょうか。

以上、各支援につきまして国の交付金や補助金の活用が難しいところですが、当分の間、安定した収入が見込まれる固定資産税の収入やふるさと寄附金で実現可能な金額と思われれます。もちろん固定資産税は減価償却で、年々減少すると思われれますが、当分の間は大丈夫ではないでしょうか。

また、度会町第7次総合計画では、幼少期からの英語スタートアップ事業、町の持続性の鍵を握るのは、若い世代と子供たち、魅力的な保育、教育環境の整備、子育ての保護者の負担軽減、幼少期からの人づくりを進めることで、子育てするなら度会町という声が広がるような取組を通して、若い世代の移住・定住につなげるというように掲載されております。限られた中での貴重な財源ではありますが、どうか、子育て支援を手厚くしていただきたいと思えます。

昨年度は移住者が44名と伺いました。安心して子育てができる町を維持することは、移住・定住の増加にもつながってくることでありますので、御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、山北議員の質問にお答えをいたします。

先ほど議員が言われましたように、昨年度と比べると、確かに、再生可能エネルギー事業の進捗に伴い、固定資産税については3億6,700万円余り、割合にしますと84%ほどが増加をしております。

また、寄附金につきましても、ふるさと納税の返礼品に、電力ポイントを追加したことで、ここ数年、右肩上がりの状況が続いております。

その一方で、当初予算における歳出予算を比較しますと、昨年度から2億1,100万円余り増加し、土木費、教育費、災害復旧費など、住民生活に直結する費目で著しい増加が見受けられます。

この増加要因の中には、少子化や人口減少対策を目的とした各種子育て支援策、例えば、給食費の半額助成や高校生への就学支援、また、つぼみギフトこと出産応援給付金や、すくすくギフトこと子育て応援給付金による支援制度など、時代に応じ、適宜、子育て支援策を講じてきたことも含まれ、影響をしていることかと思われれます。

とはいえ、町の未来を担う子供たちは、町の宝でありますし、少子化対策や移住・定住にもつながると思っておりますので、現在の子育て支援施策を継続しつつ、御提案の出産祝い金制度の創設や高校生への修学支援額の引上げなどを含め、さらなる子育て支援施策を議員の皆さんとともに、検討してまいりたいと考えております。

御理解と御協力をお願いし、山北議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、山北佳宏議員。

○1番（山北 佳宏） ありがとうございます。御検討をいただくような方向の御回答ありがとうございます。

現在、進めていただけてみえる子供たちへの教育事業など、これからもたくさんの子供たちに向けていただけるような環境づくりをお願いしたいと思っております。

この10月から始まります国の子育て支援に加え、度会町独自の支援策をいただければ、各家庭の子育てに対します経済的負担の不安が、少しでも軽減され、子育てするなら度会町、また、度会町に住んでよかったと思っていただけるのではないのでしょうか。

私も、このような町づくりを目指して、これからも活動してまいりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 以上で、一般質問を終わります。

◎各常任委員会委員長 審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 西井仁司議員。

○**予算決算常任委員長（西井 仁司）** それでは、報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました議案第54号 令和6年度度会町一般会計補正予算（第2号）、議案第57号 令和5年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定について、報告第4号 令和5年度度会町健全化判断比率及び資金不足比率について、以上、議案2件、報告1件について、教育長、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審査の結果、いずれの議案も原案どおり可決・承認すべきものと決しました。また、報告1件について、担当課からの説明及び報告を受けました。

これをもちまして、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○**議長（若宮 淳也）** ただいまの予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○**議長（若宮 淳也）** 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員会委員長 大野原徳議員。

○**総務住民常任委員長（大野 原徳）** それでは、報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました議案第55号 令和6年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第56号 令和6年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第58号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号 令和5年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号 令和5年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号 度会町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議案第63号 度会町税条例の一部を改正する条例について、議案第64号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第65号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第66号 度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第68号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、以上、11議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審査の結果、いずれの議案も原案どおり可決・認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

これをもちまして、総務住民常任委員会委員長報告を終わります。

○**議長（若宮 淳也）** ただいまの総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を行

います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員会委員長 大西徹議員。

○産業教育常任委員長(大西 徹) 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました議案第61号 令和5年度度会町水道事業会計決算の認定について、議案第67号 度会町水道法施行条例の一部を改正する条例について、請願第1号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書、請願第2号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第3号 防災対策の充実を求める請願書、請願第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書、以上、議案2件について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審査の結果、いずれの議案も原案どおり可決・認定すべきものと決しましたので、報告いたします。また、請願4件について、慎重審議の結果、いずれの請願も原案どおり採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

これをもちまして、産業教育常任委員会委員長報告を終わります。

○議長(若宮 淳也) ただいまの産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員会委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案どおり可決・認定・採択すべきものであります。

これで、各常任委員会委員長報告を終わります。

◎討論(議案第54号～議案第70号)

日程第3 これより、討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第54号 令和6年度度会町一般会計補正予算(第2号)から議案第70号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第54号から議案第70号までの討論を打ち切りたい

と思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決(議案第54号～議案第70号)

日程第4 これより、お手元に配付いたしております提出議案書の議案第54号 令和6年度度会町一般会計補正予算(第2号)から議案第70号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたしたいと思っております。

議案第54号 令和6年度度会町一般会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第54号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第55号 令和6年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第55号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第56号 令和6年度度会町介護保険特別会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第56号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第57号 令和5年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第57号は、原案どおり認定されました。

続きまして、議案第58号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第58号は、原案どおり認定されました。

続きまして、議案第59号 令和5年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認

定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第59号は、原案どおり認定されました。

続きまして、議案第60号 令和5年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第60号は、原案どおり認定されました。

続きまして、議案第61号 令和5年度度会町水道事業会計決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第61号は、原案どおり認定されました。

続きまして、議案第62号 度会町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第62号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第63号 度会町税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第63号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第64号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、議案第64号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第65号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第65号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第66号 度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第66号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第67号 度会町水道法施行条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第67号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第68号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第68号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第69号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第69号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第70号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第70号は、原案どおり同意されました。

これより、請願第1号から請願第4号までの請願4件について、討論を省略して、採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、採決いたしたいと思います。

請願第1号から請願第4号までの請願4件に対する委員長報告は、それぞれ採択すべきものであります。

請願第1号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求

める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、請願第1号は、採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第2号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、請願第2号は、採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第3号 防災対策の充実を求める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、請願第3号は、採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、請願第4号は、採択することに決定いたしました。

以上、請願第1号から請願第4号までの請願4件については、全て採択することに決定いたしました。

暫時、休憩をいたします。

(10時53分休憩)

(10時54分再開)

○議長(若宮 淳也) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま提出されました発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、発議第5号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、発議第4号から発議第7号までを追加日程とすることに決定いたしました。

◎議員提出議案の上程（発議第4号～発議第7号）

追加日程第1 発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、発議第5号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

◎提出理由の説明（発議第4号～発議第7号）

追加日程第2 それでは、発議第4号から発議第7号を、提出議員より提出理由の説明を求めます。

2番 大西徹議員。

○2番（大西 徹） 発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和6年9月19日

度会町議会議長 若宮 淳也様

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 山北 佳宏

度会町議会議員 登 喜三雄

度会町議会議員 濱岡 裕之

度会町議会議員 中森 慰

提出理由

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、子供の貧困率は11.5%、およそ子供9人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。

貧困の連鎖を断ちきるための教育に関わる公的な支援は極めて重要であり、支援を必要とする子供たちや家庭に対して、相談体制を今以上に充実させる取組を含め、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

以上のような理由から、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第5号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和6年9月19日

度会町議会議長 若宮 淳也様

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 山北 佳宏

度会町議会議員 登 喜三雄

度会町議会議員 濱岡 裕之

度会町議会議員 中森 慰

提出理由

全国的に教員不足、教職員未配置の問題が深刻化し、三重県においても2023年度以降、4月当初から欠員が生じており、その状況は学期を追うごとに深刻化する傾向にあります。

子供たちが安全・安心に学べる学校としていくためにも、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び全ての校種における新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

以上のような理由から、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和6年9月19日

度会町議会議長 若宮 淳也様

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 山北 佳宏

度会町議会議員 登 喜三雄

度会町議会議員 濱岡 裕之

度会町議会議員 中森 慰

提出理由

学校は、災害時には避難所となる等重要な役割を担っています。時間的に余裕を持って避難できる高台が周辺がなく、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められていますが、国による津波対策のための支援制度の活用が難しい状況です。補助要件の緩和、補助対象の拡大等、支援制度のさらなる拡充を求めます。

また、避難所の運営に関しても、まだまだ改善すべき課題は山積しており、国の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきです。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えの下、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和6年9月19日

度会町議会議長 若宮 淳也様

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 山北 佳宏

度会町議会議員 登 喜三雄

度会町議会議員 濱岡 裕之

度会町議会議員 中森 慰

提出理由

教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等、諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

未来を担う子供たちの豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充を含めた制度のさらなる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

以上です。

○議長（若宮 淳也） 以上で、提出者の説明は終わりました。

◎質疑（発議第4号～発議第7号）

追加日程第3 これより、発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてから発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についての発議に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

よって、発議第4号から発議第7号に対する質疑を打ち切ります。

◎討論（発議第4号～発議第7号）

追加日程第4 これより、討論を行います。

発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 討論なしと認めます。

発議第4号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第5号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 討論なしと認めます。

発議第5号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 討論なしと認めます。

発議第6号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 討論なしと認めます。

発議第7号に対する討論を打ち切ります。

◎採決(発議第4号～発議第7号)

追加日程第5 これより、発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてから発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてを採決いたしたいと思います。

それでは、発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、発議第4号は、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第5号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、発議第5号は、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、発議第6号は、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、発議第7号は、原案どおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

（11時08分休憩）

（11時10分再開）

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、中村町長より提出されました議案第72号 教育長の任命につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号を追加日程とすることに決定いたしました。

◎追加提出議案の上程（議案第72号）

追加日程第6 議案第72号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本議案は、人事案件であり、御本人が議場におられますので、中村武弘君の退席をお願いしたいと思います。

◎提案理由の説明（議案第72号）

追加日程第7 それでは、議案第72号 教育長の任命につき同意を求めることについてに対して、町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、追加議案の提案説明をさせていただきます。

議案第72号 教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。

現在就任中の中村武弘教育長の任期が、本日9月19日をもって満了となりますが、これまでの実績から、引き続き、中村武弘氏を度会町教育委員会の教育長に任命をいたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項により、町議会の同意を求めるものでございます。

以上、提出議案の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若宮 淳也） 説明が終わりました。

◎採決（議案第72号）

追加日程第8 お諮りいたします。

議案第72号については、人事案件でございますので、質疑・討論を省略し、採決をいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

議案第72号 教育長の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第72号は、原案どおり同意されました。

それでは、中村武弘君に入場していただきます。

中村武弘君が入場されましたので、御挨拶をいただきたく思います。よろしくお願い申し上げます。

中村武弘教育長。

○教育委員会教育長（中村 武弘） それでは、失礼いたします。

まずは、皆様に、町長さん、副町長さん、議員さん、職員また町民の皆様に、本当に御支援をいただきまして3年間、教育長の職を全うできたこと、本当に感謝させていただきます。本当にありがとうございました。

これからも、同意いただきまして、子供たちや、子供たちの学びや地域の方々、文化、そして、スポーツ、教育活動のサポートに、より精進していきたいと考えております。

また、皆様のいろいろと御支援や御指導を賜りまして頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

◎閉会中の継続審査の申出について

日程第5 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

度会町議会議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、度会町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

濱岡裕之委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和6年第3回度会町議会定例会を閉会いたします。

(11時16分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員